平成２２年（フ）第２０２号
山口県防府市石が口２丁目５番22号　アメージング・パレス202
債務者　橋本美智子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中光　弘治
4　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
富山市西中野本町７番７号
債務者　細井　政雄
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直俊
4　破産債権の届出期間　平成23年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５８号
兵庫県三田市けやき台３丁目27番地11
債務者　若月　　章
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　紗織
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７６号
神戸市灘区友田町４丁目１番23―101号
債務者　高垣　博次
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４８６号
愛知県一宮市あずら３丁目１番３―402号
県営南あずら住宅
債務者　波多野晴美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９１８１号
大阪府枚方市渚元町11番20号
債務者　樽谷　雅美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２号
秋田県横手市朝倉町７番11号
債務者　高橋由佳子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５６１号
函館市上野町５番１号
債務者　相馬　規子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６８号
北海道北斗市本郷165番地の４　サクシードハウスⅢ101号室
債務者　猪股　　翔
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６９号
北海道北斗市本郷165番地の４　サクシードハウスⅢ101号室
債務者　猪股由理佳
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８８号
岐阜県大垣市浅草３丁目74番地２　コートルピナス107
債務者　山本ヒロシこと　ヤマモト　マルコス　ヒロシ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
和歌山県田辺市龍神村殿原608番地
債務者　安達　克行
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第９７号
和歌山県田辺市湊674番地の１　Ｃ１棟603
債務者　和田　靖枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１３２号
三重県志摩市阿児町甲賀3576番地
債務者　井上　行憲
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第３０８号
三重県津市新家町2203番地39
破産者　山下さつき
1　主文　当裁判所が平成22年９月17日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日につき「平成12年12月10日午前11時45分」とあるのを「平成22年12月10日午前11時45分」と更正する。
2　決定年月日　平成22年12月７日
津地方裁判所